

第四十一回国会 衆議院 内閣委員會議録 第二一號

(一一)

昭和三十七年八月十六日(木曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 永山 忠則君

理事伊能繁次郎君 理事岡崎 英城君

理事堀内 一雄君 理事宮澤 胤勇君

理事石橋 政嗣君 理事石山 權作君

内海 安吉君 小笠 公昭君

金子 一平君 藤原 節夫君

船田 中君 保科善四郎君

田口 誠治君 西村 剛一君

受田 新吉君

出席國務大臣

國務大臣 川島正次郎君

出席政府委員

行政管理政務次官 宇田 國榮君

総理府事務官 山口 一夫君

(行政管理庁行政管理局長) 委員外の出席者

内閣法制局事務官 眞田 秀夫君

(長官総務室主 官) 加藤 泰守君

内閣法制局参事 野木 新一君

官(第二部長) 北川 力夫君

総理府事務官 山口 西君

(行政管理庁行政管理局長) 政務官 加藤 重喜君

専門員 加藤 重喜君

本日の會議に付した案件

行政不服審査法案(内閣提出、第四

第一類第一号 内閣委員會議録第一号 昭和三十七年八月十六日

十四国会閣法第五八号)

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出、第四十四国会閣法第一五一号)

○永山委員長 これより會議を開きます。

行政不服審査法案及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の両案を一括議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。田口誠治君。

○田口(誠)委員 行政不服審査法案の内容については、いろいろ地方において起きておる諸問題を取り上げて御質問申し上げると、ずいぶん多岐にわたるわけなのでありますが、私は質問の第一陣でもあります関係上、一応この法案を御提出になった理由、その基本的な概括的な点について、不明の点をお聞きしたいと思っております。

従って、質問の言葉数は短いかも知れませんが、内容に至ってはわかまされんけれども、御説明をさせていただいて、次の質問がその回答であるべき消化されるような形をとっていただきたいと思っております。

第一に、提案理由の説明にも書いてありますように、この訴願制度は、行政庁の違法な、または不法な処分に関する限り、行政庁に不服を申し立ててをいたしたり、行政庁における簡易迅速な手続によって国民の権利、利益の救済をはかるということが、まず第一の目的でございます。第二の目的としては、行政の適正な運営を確保するということが目的になっておるようでございます。従って、このことを考えてみますると、明治二十三年十月十日、法第五号で施行されておりますところの訴願事項の内容からいいますと、今度の提案された内容が必ずしも両立しないような感じがするわけなんです。それで、国民の権利、利益救済というようなことに重点を置いてやつたような場合には、やはり行政庁においては不利な面が出てくる点があるわけなんです。これは従来あつた訴願法によって判断をいたしましたも、そういうようなことが考えられるわけなんです。従って、提案説明にありまするようになり、両方とも両立させるのだというところについては、非常にむずかしい面があると思つて、主なる目的はどちらの方に重点を置かれておるかということも、まずもって伺ひをいたしたいと思つておる。

○川島國務大臣 国民の権利義務擁護と行政の適正なる運営ということは表裏の関係にありまして、相反するものではないと考へておられます。ただ、戦前は、憲法によりまして、行政のあり方というものが、国民のためというよりも、むしろ天皇の官吏であるという観点から、ややともすると官庁本位の行政が行なわれてきたのであります。従って、訴願法の精神の重点が、国民の権利義務擁護よりも行政の運営の面に置かれたのであります。新しい憲法によりまして、行政は、また政治は国民のためにあるのだということがはっきりいたしました。その趣意に従ひまして、今回訴願法の改正をいたしましたのであります。従って、従つて、行政不服審査法におきましては、国民の権利擁護に重点を置きまして、あわせて行政の適正なる運営をする、行政の姿を正すということも、また目的の一つとしておるわけでございます。

○田口(誠)委員 きわめて筋としては通つた提案になつておると思つて、権利を擁護していくという形は、ややともすると、行政面からいくと、行政をとつておる方としては、どちらかといへば不利というような面も出てくるわけなのでございまして、私はただいま御質問を申し上げたわけでございますが、そこで、これは長官でなくともいいのでございまして、たとえばこういう事項が今まで非常に国民の権利義務を擁護することに支障を来たしておつたのだが、この改正によってこの点が救われるのだというようなことを、これは一つでも二つでもいいのですけれども、明確にさせていただきたいと思つておる。

○山口政府委員 今回の行政不服審査法が、両面の目的を持ちながら、特に国民の権利、利益の救済に重点を置いております。先ほど長官の御答弁の通りであります。まず訴願法とい

たしまして法律全体を流れております考え自体が、そういう色彩を濃くしておるのであります。

たとえば、訴願法におきましては、これは最も重要な点でございますが、訴願できる事項だけしか訴願できない。これに對しまして、新しい不服審査法案におきましては、一般概括主義という方針をとりまして、列記でなく、何でも訴願できるという建前によって法律ができておるのであります。訴願の範囲が局限されていたものが非常に広がつて、ワクをはずされたという点におきまして、大きな相違がございすると思つておる。

さらに、審査法におきましては、これまで認められておりました行政庁の不作為、申請を出しても、返事がこない、いつまでたつても回答がないというような行政庁の不作為に對しまして、やはり不服申し立ての道を開きまして、その不服申し立てを通じて、行政庁に処分なりあるいは処分のおくれた理由なりを督促するという手段がとられておるのであります。

さらに、従来訴願法に見られなかつた新しい制度をいたしまして、教示制という制度が採用されまして、不服申し立ての許されております。できる処分につきましては、どこの行政庁に對し、またそれぞれの期間の間に不服申し立てができるということが、処分と同時に知らされまして、それによつて、不服の者は、直ちにその示されまし

たしまして法律全体を流れております考え自体が、そういう色彩を濃くしておるのであります。

たとえば、訴願法におきましては、これは最も重要な点でございますが、訴願できる事項だけしか訴願できない。これに對しまして、新しい不服審査法案におきましては、一般概括主義という方針をとりまして、列記でなく、何でも訴願できるという建前によって法律ができておるのであります。訴願の範囲が局限されていたものが非常に広がつて、ワクをはずされたという点におきまして、大きな相違がございすると思つておる。

さらに、審査法におきましては、これまで認められておりました行政庁の不作為、申請を出しても、返事がこない、いつまでたつても回答がないというような行政庁の不作為に對しまして、やはり不服申し立ての道を開きまして、その不服申し立てを通じて、行政庁に処分なりあるいは処分のおくれた理由なりを督促するという手段がとられておるのであります。

さらに、従来訴願法に見られなかつた新しい制度をいたしまして、教示制という制度が採用されまして、不服申し立ての許されております。できる処分につきましては、どこの行政庁に對し、またそれぞれの期間の間に不服申し立てができるということが、処分と同時に知らされまして、それによつて、不服の者は、直ちにその示されまし

たしまして法律全体を流れております考え自体が、そういう色彩を濃くしておるのであります。

たとえば、訴願法におきましては、これは最も重要な点でございますが、訴願できる事項だけしか訴願できない。これに對しまして、新しい不服審査法案におきましては、一般概括主義という方針をとりまして、列記でなく、何でも訴願できるという建前によって法律ができておるのであります。訴願の範囲が局限されていたものが非常に広がつて、ワクをはずされたという点におきまして、大きな相違がございすると思つておる。

さらに、審査法におきましては、これまで認められておりました行政庁の不作為、申請を出しても、返事がこない、いつまでたつても回答がないというような行政庁の不作為に對しまして、やはり不服申し立ての道を開きまして、その不服申し立てを通じて、行政庁に処分なりあるいは処分のおくれた理由なりを督促するという手段がとられておるのであります。

さらに、従来訴願法に見られなかつた新しい制度をいたしまして、教示制という制度が採用されまして、不服申し立ての許されております。できる処分につきましては、どこの行政庁に對し、またそれぞれの期間の間に不服申し立てができるということが、処分と同時に知らされまして、それによつて、不服の者は、直ちにその示されまし

たしまして法律全体を流れております考え自体が、そういう色彩を濃くしておるのであります。

たとえば、訴願法におきましては、これは最も重要な点でございますが、訴願できる事項だけしか訴願できない。これに對しまして、新しい不服審査法案におきましては、一般概括主義という方針をとりまして、列記でなく、何でも訴願できるという建前によって法律ができておるのであります。訴願の範囲が局限されていたものが非常に広がつて、ワクをはずされたという点におきまして、大きな相違がございすると思つておる。

さらに、審査法におきましては、これまで認められておりました行政庁の不作為、申請を出しても、返事がこない、いつまでたつても回答がないというような行政庁の不作為に對しまして、やはり不服申し立ての道を開きまして、その不服申し立てを通じて、行政庁に処分なりあるいは処分のおくれた理由なりを督促するという手段がとられておるのであります。

さらに、従来訴願法に見られなかつた新しい制度をいたしまして、教示制という制度が採用されまして、不服申し立ての許されております。できる処分につきましては、どこの行政庁に對し、またそれぞれの期間の間に不服申し立てができるということが、処分と同時に知らされまして、それによつて、不服の者は、直ちにその示されまし

たしまして法律全体を流れております考え自体が、そういう色彩を濃くしておるのであります。

たとえば、訴願法におきましては、これは最も重要な点でございますが、訴願できる事項だけしか訴願できない。これに對しまして、新しい不服審査法案におきましては、一般概括主義という方針をとりまして、列記でなく、何でも訴願できるという建前によって法律ができておるのであります。訴願の範囲が局限されていたものが非常に広がつて、ワクをはずされたという点におきまして、大きな相違がございすると思つておる。

さらに、審査法におきましては、これまで認められておりました行政庁の不作為、申請を出しても、返事がこない、いつまでたつても回答がないというような行政庁の不作為に對しまして、やはり不服申し立ての道を開きまして、その不服申し立てを通じて、行政庁に処分なりあるいは処分のおくれた理由なりを督促するという手段がとられておるのであります。

さらに、従来訴願法に見られなかつた新しい制度をいたしまして、教示制という制度が採用されまして、不服申し立ての許されております。できる処分につきましては、どこの行政庁に對し、またそれぞれの期間の間に不服申し立てができるということが、処分と同時に知らされまして、それによつて、不服の者は、直ちにその示されまし

たしまして法律全体を流れております考え自体が、そういう色彩を濃くしておるのであります。

たとえば、訴願法におきましては、これは最も重要な点でございますが、訴願できる事項だけしか訴願できない。これに對しまして、新しい不服審査法案におきましては、一般概括主義という方針をとりまして、列記でなく、何でも訴願できるという建前によって法律ができておるのであります。訴願の範囲が局限されていたものが非常に広がつて、ワクをはずされたという点におきまして、大きな相違がございすると思つておる。

さらに、審査法におきましては、これまで認められておりました行政庁の不作為、申請を出しても、返事がこない、いつまでたつても回答がないというような行政庁の不作為に對しまして、やはり不服申し立ての道を開きまして、その不服申し立てを通じて、行政庁に処分なりあるいは処分のおくれた理由なりを督促するという手段がとられておるのであります。

さらに、従来訴願法に見られなかつた新しい制度をいたしまして、教示制という制度が採用されまして、不服申し立ての許されております。できる処分につきましては、どこの行政庁に對し、またそれぞれの期間の間に不服申し立てができるということが、処分と同時に知らされまして、それによつて、不服の者は、直ちにその示されまし

たしまして法律全体を流れております考え自体が、そういう色彩を濃くしておるのであります。

たとえば、訴願法におきましては、これは最も重要な点でございますが、訴願できる事項だけしか訴願できない。これに對しまして、新しい不服審査法案におきましては、一般概括主義という方針をとりまして、列記でなく、何でも訴願できるという建前によって法律ができておるのであります。訴願の範囲が局限されていたものが非常に広がつて、ワクをはずされたという点におきまして、大きな相違がございすると思つておる。

さらに、審査法におきましては、これまで認められておりました行政庁の不作為、申請を出しても、返事がこない、いつまでたつても回答がないというような行政庁の不作為に對しまして、やはり不服申し立ての道を開きまして、その不服申し立てを通じて、行政庁に処分なりあるいは処分のおくれた理由なりを督促するという手段がとられておるのであります。

さらに、従来訴願法に見られなかつた新しい制度をいたしまして、教示制という制度が採用されまして、不服申し立ての許されております。できる処分につきましては、どこの行政庁に對し、またそれぞれの期間の間に不服申し立てができるということが、処分と同時に知らされまして、それによつて、不服の者は、直ちにその示されまし

たしまして法律全体を流れております考え自体が、そういう色彩を濃くしておるのであります。

たとえば、訴願法におきましては、これは最も重要な点でございますが、訴願できる事項だけしか訴願できない。これに對しまして、新しい不服審査法案におきましては、一般概括主義という方針をとりまして、列記でなく、何でも訴願できるという建前によって法律ができておるのであります。訴願の範囲が局限されていたものが非常に広がつて、ワクをはずされたという点におきまして、大きな相違がございすると思つておる。

さらに、審査法におきましては、これまで認められておりました行政庁の不作為、申請を出しても、返事がこない、いつまでたつても回答がないというような行政庁の不作為に對しまして、やはり不服申し立ての道を開きまして、その不服申し立てを通じて、行政庁に処分なりあるいは処分のおくれた理由なりを督促するという手段がとられておるのであります。

さらに、従来訴願法に見られなかつた新しい制度をいたしまして、教示制という制度が採用されまして、不服申し立ての許されております。できる処分につきましては、どこの行政庁に對し、またそれぞれの期間の間に不服申し立てができるということが、処分と同時に知らされまして、それによつて、不服の者は、直ちにその示されまし

たしまして法律全体を流れております考え自体が、そういう色彩を濃くしておるのであります。

たとえば、訴願法におきましては、これは最も重要な点でございますが、訴願できる事項だけしか訴願できない。これに對しまして、新しい不服審査法案におきましては、一般概括主義という方針をとりまして、列記でなく、何でも訴願できるという建前によって法律ができておるのであります。訴願の範囲が局限されていたものが非常に広がつて、ワクをはずされたという点におきまして、大きな相違がございすると思つておる。

さらに、審査法におきましては、これまで認められておりました行政庁の不作為、申請を出しても、返事がこない、いつまでたつても回答がないというような行政庁の不作為に對しまして、やはり不服申し立ての道を開きまして、その不服申し立てを通じて、行政庁に処分なりあるいは処分のおくれた理由なりを督促するという手段がとられておるのであります。

さらに、従来訴願法に見られなかつた新しい制度をいたしまして、教示制という制度が採用されまして、不服申し立ての許されております。できる処分につきましては、どこの行政庁に對し、またそれぞれの期間の間に不服申し立てができるということが、処分と同時に知らされまして、それによつて、不服の者は、直ちにその示されまし

たしまして法律全体を流れております考え自体が、そういう色彩を濃くしておるのであります。

たとえば、訴願法におきましては、これは最も重要な点でございますが、訴願できる事項だけしか訴願できない。これに對しまして、新しい不服審査法案におきましては、一般概括主義という方針をとりまして、列記でなく、何でも訴願できるという建前によって法律ができておるのであります。訴願の範囲が局限されていたものが非常に広がつて、ワクをはずされたという点におきまして、大きな相違がございすると思つておる。

さらに、審査法におきましては、これまで認められておりました行政庁の不作為、申請を出しても、返事がこない、いつまでたつても回答がないというような行政庁の不作為に對しまして、やはり不服申し立ての道を開きまして、その不服申し立てを通じて、行政庁に処分なりあるいは処分のおくれた理由なりを督促するという手段がとられておるのであります。

さらに、従来訴願法に見られなかつた新しい制度をいたしまして、教示制という制度が採用されまして、不服申し立ての許されております。できる処分につきましては、どこの行政庁に對し、またそれぞれの期間の間に不服申し立てができるということが、処分と同時に知らされまして、それによつて、不服の者は、直ちにその示されまし

た役所に対して申し出ができるという道が開かれておるのであります。

そのほか、不服申し立ての審理全般にわたります。かなり詳細な規定が設けられまして、それによって国民の申し立てが十分に開陳できる仕組みになっておるのであります。これらの新しい制度を加えてきております行政不服審査法が、従来の訴訟法に比べまして、国民の権利、利益の救済という面におきまして、画期的なものであるということが言えると思われのであります。

さらに、全体の考え方として、明治二十三年の法律と今日の法律を比較してみますときには、そういう気持が条文の上にもいろいろ現われておるのであります。たとえば訴訟法におきましては、「訴訟審判ノ侮辱誹毀ニ涉ルモノハ之ヲ受理セス」というような、非常に役所がいばつたような書き方をしておるのであります。こういう条文は全く新しい法律からは姿を消しておりました。もっぱら権利救済の手段を手を尽くして書いておるといふ状況でございます。これによりまして、お話しのことか所の不利益というのはいささかよくわかりませんが、行政庁の方の負担はかなり加わると思ふのであります。しかし、国民のための行政でありますので、当然サービスとして、その負担は行政庁として負うべきものであると考えております。

○田口(誠)委員 長所を総合的な面から御説明をいただいたわけですが、今お話のありましたように、明治二十三年の訴訟法は六項目に限られておるのであります。そのほかに「其他法律勅令ニ於テ特ニ訴訟ヲ許シタル事件」

というものは入っておりますけれども、きわめて範囲が狭いわけなんです。今度の内容を見てみますと、その範囲は大きく広まっております。その中に相当の除外事項が規定されておるわけでありまして、それで、その除外事項の内容を一つ一つ取り上げてみますと、こゝろい除外事項は、この法案を提出する目的に合っていないのじゃないかという内容も入っております。おそろく提案された当事者としては、そういう点も十分に御認識

いただいておりますが、その点はどうかですか。

○山口政府委員 法案の建前が一般概括主義でございますので、この精神を体しまして、除外事項につきましては真にやむを得ない最小限度の事項に限定をいたしております。

○田口(誠)委員 そり答弁されればそりかもわかりませんが、除外事項を一つと見てみますと、地方におけるいろいろな問題に対してほんとうに訴願をしたいというような点が、やはり除外事項の中に入っております。それ以外は、言葉は悪いけれども、あまり民主化されておられない県に住んでおりますために、県の行政なり地方市町村の行政の中には、非常に非民主的な行政を行なっておりますところがあるわけなんです。たとえば選挙のときに協力をしなかつたような場合、またそれに大きな支障を来たしたような人たちは、不利に扱われるわけなんです。そして何かあつたらというようになことで、ほんとうに徹々たることである人を選ばないという、あるいは解雇をいたしたりというふうなこともない

でもないわけなんです。それで、特に今日私たちが公平にも見まして、学校の先生なんかの場合には、これは文部省の行政そのものを見まして、日教組に対する態度というふうなもの

が今日の時代における態度かどうかという点については、これはやはり大きく私どもは心を寄せなければならぬと思ひます。これが県段階とか市町村の段階へ行きますと、このものが直接反映されておるわけなんです。こゝろいことから、ほんとうに徹々たることで、一例をあげますれば、学校の先生等が解雇とか、あるいは理由もなしに第三者が見ておるような左遷というふうなことがあつても、不服訴訟ができないというふうなことで、私は非常に困ると思ひます。この除外事項の中には教育の面も入っております。一つ取り上げてみますと、この除外事項は相当検討する余地があるのじゃないかというふうに考えられるわけなんです。こゝろい点についてのしほり方はどういふようになしほり方をされたのか、ちょっと詳しくお伺いをいたしたいと思ひます。

○山口政府委員 私、先ほど一般概括主義であるということ申し上げましたが、なお説明の少し足りなかつた点がございます。一般概括主義でありまして、むしろ、これに対してこの法案の第四第一項にあげておられます。その十一項目の除外例がござります。さらに、第四第一項の本文にござります。この十一項目のほかに、さらに他の法律によつて除外をされる事項があるわけでございます。従つ

て、本法による除外と、さらに他のそれだけの法律による除外の二者があるわけでありまして、このうち、他の法律によつて規定いたしますものと、この本文に規定いたしますものと、この本文に申しますと、本文に並べた十一項目のより比較的抽象的に表現することのできるものと、個々の法律で具体的に表現する必要があるもの、そりいう大まかな差別から、この除外と法律の除外と二つある。しかし、その両者を通じていずれも一般概括の除外となつておりましたように、他に慎重な手続が行なわれる、あるいは不服審査という法律の手続によつて、多くの場合より完全な方法によつて処理できるもの、あるいはその処分自体の性格から考えて全く不服審査というものになじまないというふうな、三種類のものが本法並びに各法によつて除外されておるわけでありまして、それが除外でございますが、今お話のございました教育の問題は、たまたま例をあげて御質問になつたかと思ひますが、職員の間、特に不利益処分につきましては、これは別の法律でその不利益処分に対する不服の申し立てができる道が開かれております。それからこの第八号にござります。学校、講習所云々の問題は、これは教育の關係ではござりますが、処分の性質が不服審査法になじまないという点で除外をいたしましたものでござりまして、お話しの内容に對する例は、それぞれの他の法律によつて不利益に対する救済の道が講ぜられておるのでござります。

○田口(誠)委員 今日法律の建前からいいますと、国民の権利を侵されておるといふような不当な処分であるというふうな点については、これはやはり従来あつた訴訟法というふうなものがないことも、それぞれ民法も、その他の方法によつてやはり戦うことはできます。そりいう道は開かれておるわけなんです。ところが、たとえば民法で取り上げた場合には、弁護士さん頼んで、多額の金を使つて、長い期間かかつて、勝つか負けるかわからぬという暇いをするという点は、なかなかやれないわけなんです。従つて、こゝろいような弱者の、また、やりにくい権利を擁護するための今度の法の精神であれば、当然こゝろいものも加えておかなければ意味がないと思ひます。それで、こゝろい点で私はお伺いをいたしておるわけなんです。決して今度の行政不服審査法案に基づく以外に自分たちの権利を剝奪されたものを主張することはできないというのではなくして、いろいろ道はござりますけれども、やはり国民の権利を擁護してやるんだというあたたい法律を今度作るとするならば、当然この除外事項の十一項目の中には、ビクアップをして、これは除外を除外すべき内容のものがあるわけなんです。こゝろい点の心づかいが十分になされたかどうかという点が私は疑問に思ふわけなんです。その点を明快にしたいと思ひます。場合によつては、これは大きな争点のある法律の修正ではござりませんか、この程度のところは、やはり除外事項から除外をするんだというふうなことは、これは審議の過程

で、本法による除外と、さらに他のそれだけの法律による除外の二者があるわけでありまして、このうち、他の法律によつて規定いたしますものと、この本文に規定いたしますものと、この本文に申しますと、本文に並べた十一項目のより比較的抽象的に表現することのできるものと、個々の法律で具体的に表現する必要があるもの、そりいう大まかな差別から、この除外と法律の除外と二つある。しかし、その両者を通じていずれも一般概括の除外となつておりましたように、他に慎重な手続が行なわれる、あるいは不服審査という法律の手続によつて、多くの場合より完全な方法によつて処理できるもの、あるいはその処分自体の性格から考えて全く不服審査というものになじまないというふうな、三種類のものが本法並びに各法によつて除外されておるわけでありまして、それが除外でございますが、今お話のございました教育の問題は、たまたま例をあげて御質問になつたかと思ひますが、職員の間、特に不利益処分につきましては、これは別の法律でその不利益処分に対する不服の申し立てができる道が開かれております。それからこの第八号にござります。学校、講習所云々の問題は、これは教育の關係ではござりますが、処分の性質が不服審査法になじまないという点で除外をいたしましたものでござりまして、お話しの内容に對する例は、それぞれの他の法律によつて不利益に対する救済の道が講ぜられておるのでござります。



よるな、地方における実態というよりな、話題にのぼって検討をされ、そうしてこの結論になったのかどうか、これをまず明確にしてもらって、次に移りたいと思います。

○山口説明員 ただいま御指摘のような点につきましては、調査会の審議の段階で、相当そのほかの同種類のものがたくさんございます。そういうものと一緒には相当長い期間をかけて専門家の御検討をいただいた結果の結論でございます。

○田口(誠)委員 それではこれ以上申し上げても意見になりますので、この件については終わり、次に移りたいと思いますが、まあ、問題が起りまして、異議の申し立てなり、訴願をいたしました場合には、くだけて申し上げますと、局長さんの段階で処理をされたものに対して異議を申し上げたときには、今度は大臣が裁決をされるのか、それから市町村の場合ですと、やはり部長さんの段階で起きた問題が、最高の責任者の市町村長なりが裁断を下すというものもござりまするけれども、大臣なり市町村長なり、とにかくもう最高の人が裁断を下して処理をしたものに対して、訴願をしてみても、異議申し立てをしてみても、これはやはり僕ら自分にそれを受けたとして考えてみましても、自分の出した結論が正しい結論を出しているのに、異議の申し立てがあった場合に、内容が大きく把握相違であった場合は別といたしましても、そうでなかった場合には、同じような結論が出るということになりやすいわけなんです。こういうことから、私はこの法案の三条の関係、それから四十七条の関係等を見まして、そ

ういふ点を危惧するわけなんです、この点についてもやはり御説明をいただきたいと思っております。これはちよつと矛盾があると思つております。

○山口政府委員 お話の、処分をした処分に対して申し立てをする、どうしてもその処分が自分のした行為でありますので、それに対してややとすれば弁解的な立場になってその処分を正当化しようとするというふうな御懸念かと存じますが、この不服審査法の全体の立て方は、御指摘のありました第三条にありますように、審査請求と異議申し立て、再審査請求の三つの種類の不服申し立てをきめまして、この三つのうちで再審査請求は別であります、審査請求と異議申し立ての二つにつきましては、異議申し立てよりも、審査請求を原則とする。言いかえれば、処分庁で判断するよりも、その上級庁で判断をする、また判断させるといふことを建前としております。

この趣旨から、法律全体が、なるべく審査請求に多く事件がいくような配慮をそれぞれの条文で工夫をいたしておりまして、たとえば上級庁のあるときには審査請求ができるのであります、そのほかの審査請求のできる場合といたしまして、法令で定めるときには審査請求ができるという道を開いております。これに対して異議申し立ての場合は、上級庁のないときには異議申し立てをするのが原則でございますが、例外として法律で定めるときには異議申し立てができる。片一方は法令で、従つてかなり範囲が広く例外を開く道を開いておりますが、異議申し立ての方は法律でなければいかぬという点を規定しておる点から考えまし

て、法律全体が審査請求を建前とし、原則とし、なるべく処分庁でなくて、上の役所なりあるいはそれに準ずる方法がある限りそれにやらせるといふような建前をとっておりますので、御懸念の点は、法律全体といたしましては極力解消するような意図のもとに立案してございます。

○田口(誠)委員 そのことに関連をして、三十四条の執行停止の問題が出てくるわけがあります。それで、今の三つの建前がとれるわけですが、先ほど私が危惧いたしましたようなことはそこで処理できるのじゃないかというこの結論を出すのだというこの法の建前からいいますと、この方法でいけばなければこれでいくのだ、これでいけばとれるのだというこの立て方は、先ほど御回答のありました、敏速にちよつと触れるのじゃないか、こういうふうに考えられるわけなんです、こういう点のからみ合ひはどういうようにお考えになっておるのですか。

○山口政府委員 三つの方法があるわけでありまして、そのうち、異議申し立てと審査請求につきましては、それぞれこの条項におきまして、こういう場合は審査請求、こういう場合は異議申し立てというふうにきまっておりますが、さっき申し上げましたように、上級庁のあるときには原則として審査請求、上級庁のない、一番上の各省大臣の処分というのにつきましては、い

た方法によって申し立てをしていただく方法はよろしいわけでありまして、これは愚問かも知れませんが、よく原則、原則という言葉を使いますね。この原則というものは、文をつくる方としてはこれは非常にいい文句でございますけれども、実際的にその原則ののつとて事を処する場合には、なかなかスムーズにいかぬ場合があるわけですね。それで私

は、ここで国語の解釈をお伺いするわけではございませんけれども、この原則という表現が使われて、ただいまの点にちよつと心配があるわけなんです、この点についてはどうなんですか。私の申し上げることがあなたの方でびんと受け取っていただけたかどうかという点はちよつとむずかしいけれども、私もほんぶん文章をつくる場合に、いろいろな条項をつくる場合に、原則という表現はしよつちゅうやりますけれども、この原則ということ

は、これは全く原則であつて、実際的に移す場合にはやはり相当いろいろな問題を包蔵しておるわけなんです、この法案に限つてはそういうことはな

すし、また内容も複雑でございますので、従つて、まず原則をきめ、それがどうして原則に入り切れない場合には例外ということで、例外を設けておるわけでありまして、この法律で例外を設けます趣旨は、なるべく広く、またいろいろな態様の処分に対して、不服の道を開かせたいという趣旨で、原則と例外をきめておるのではなく、例外は、非常に複雑な行政のあらゆる場面を考慮して、それにつきましてもできるだけ不服の道を開かせたいという趣旨で、原則と例外ができておるのです。それに、御承知のように、今の行政制度が非常に複雑でございます、各省の下部の系列なりあるいは横の機関の結びつきなりが、必ずしも一律、画一的にいておりませんので、いろいろな場合が出て参りますために、勢い原則と例外の二つの立て方になるわけでありまして、例外をきめ

ました趣旨は、あくまでも原則で救えないものを例外で救おうという考えのもとにきめております。

○田口(誠)委員 ただいまの御回答は、私の方もそのまま好意的に解釈をして、その精神が完全に生かされることを期待して、この点についてはこれ以上御質問をせずに、次に移りたいと思つております。

合には、その逆でなければならぬの  
じやないか、こう考えられるわけなん  
ですが、この法案を執行不停止の原則  
というより打ち出し方をされた経緯  
も、また趣意も、ここで承っておき  
たいと思つて。特に三十四条に限つ  
て……。

○山口政府委員 執行不停止の問題は、  
先ほど私及び山口監察局長からお話  
のごさいます。訴訟制度調査会の御審  
議の過程におきましても、大きな問題  
の一つとしていろいろ御意見があつた  
よりでございます。あるいは必要によ  
りまして、山口監察局長からさらにそ  
の経過をお話し願ふことになるかもし  
れませんが、その条文におきまして  
は、お話しのように、原則として執行  
不停止をしない、執行不停止の原則を掲  
げておるのであります。これは考え方  
によりましては、理論といたしまして  
は、御説のように執行不停止も成り立  
ち得るわけでありまして。また、執行停  
止論につきましても、それ相当の権限  
すべき根拠があると思つておるのでありま  
す。しかし、何と申しましても、毎日  
動いておる行政であり、たくさんの方  
民を対象にして行なわれておる行政で  
ありますので、一面個人の救済も考え  
なければなりません。同時に行政全  
体がスムーズに流れ、スムーズに動い  
ていくということも、これまた全体の  
運営の面から見ますと必要な事柄で  
ございまして。行政全体を国民の多数のた  
めになめらかに動かして参りますため  
には、不服申し立てのたびに執行を停  
止するということになりまして、この  
点は、お話を執行不停止論も十分に御意  
見としてわかれられたいと思つて。

思うのであります。実際問題とし  
て、ここに執行不停止という原則を行  
政実施の立場からやむを得ずきめ  
たのであります。ただ、執行不停止の原  
則と申しましても、できるだけ国民の  
権利救済の面を考慮に入れて、こ  
の法案におきましては、審査請求人が  
あるいは異議申立人が執行不停止の申立  
権を持つという新しい条文を加えてお  
ります。さらに回復困難な損害を回避  
するために、緊急な必要がある場合に  
おきましては執行を停止する、あるい  
は執行不停止の申し立てがなされた場  
合には、審査庁がすみやかに執行不停止  
をするかどうかを決定をしなければい  
けないというような点を新しく加えま  
して、執行不停止の原則による国民の  
不利を少しでも緩和したいという意図  
をこの法案の中に生かしておるので  
ございまして、制度全体といたしまして  
は、行政運営の立場から執行不停止に踏  
み切ることができない。その点御了承  
いただきたいと思つて。

○山口説明員 たいだいま管理局長から  
お答え申し上げた通りでございます。  
が、執行不停止の問題は、非常に重要な  
問題として調査会で相当慎重に論議を  
されました。ただ、このときに一番注  
目されましたのは、執行不停止といふこと  
がすべての場合にできるということに  
なりません。今度訴訟、審査請求の範  
疇を非常に拡大いたしましたために、  
あらゆる行政のストップをこの手続に  
よつてすることができ、すべての行  
政をとめてしまふことができるように  
なる、それを非常におそれるわけ  
であります。従つて、執行不停止すべき  
ような事態があつても、従来されな  
かつた場合がある。それが非常に不都合  
であるといふようなものを救済する  
ことを考えればいいのであつて、原則  
としてすべて停止するということにす  
れば、これは非常に問題である。とも  
かく異議申し立て、審査の請求さえす  
れば、行政はあと続かなくなる、あら  
ゆるものがさういふことになるおそれ  
がございますので、これを救済すべき  
ものは、特にその執行不停止をしなければ  
、後ではもう救済の効果が上げ得な  
いといふようなものであるはずで  
、さういふ特別なものについてだけ認め  
ればいいということでございます。こ  
れは立法技術上なかなかむずかしいも  
のでございまして、法律家の方々もた  
くさん参加いたしまして、裁判所から  
の委員の方もおられましたし、弁護士  
の方もおられましたし、学者も大ぜい  
おられて、相当論議されました結果、  
立法技術上少し複雑に書いてございま  
すけれども、さういふものが一番妥  
当ではなからうかといふことで、このよ  
うな結果になつておるのでございま  
す。

○田口(誠)委員 私は、この法案の提  
案理由の初めに書いてあることやら、  
私が勇躍質問申し上げたことに關する  
御答弁の内容からいいますと、やはり  
原則として、停止を原則といふことが、  
でなしに、停止を原則といふことが、  
この法案を提出した精神によけい合致  
するんじゃないかといふように考へて  
おるわけですね。それで私も、一切が  
さい全部これを停止にするんだとい  
ふようなことについては、たいだいま説明  
のありましたような点もございまして  
けれども、この法案を提出する精神とい  
うのは、繰り返して申し上げるまでも  
ない、やはり国民の権利、利益救済を

はかるということ、それから敏速に  
事を処理するということ、それから  
行政の適正な運営を確保するとい  
ふ、さういふ面からいっておるので  
、たいだいまの答弁からいいますと、  
憲法に基づいて国民の権利、利益を救  
済するといふきれいな法案ではありま  
すけれども、やはり行政の適正、行政  
のやりやすい法案になくはならな  
いといふ働きが、頭の中に多くあつた  
のではないかとさういふように受け取れる  
わけなんです。一番最初に私が質問申  
し上げて御回答をいただいた内容と、  
たいだいまの御回答とは、ちよつと内容  
的に私はズレがあると思つてござい  
ます。その点もやはり御説明をしていただきた  
いと思つて。

○山口説明員 執行不停止の問題につ  
きましても、非常に詳細な議論のあり  
ました内容を詳しく申し上げる時間も  
ございませぬけれども、要点を申し上げ  
ますと、民事の手続につきましても、  
仮処分をするのに、訴訟を起せばす  
べて停止されるというわけではなく、  
やはり仮処分をする必要がある事案に  
つきましては、仮処分の申請をして、  
その仮処分が認められるかどうかとい  
うことについては、ともかく一応裁判  
があるわけでありまして。さういふ手続  
で民事の訴訟手続もできております。  
行政につきましても、従来さういふ執  
行不停止の決定をするという義務はな  
かつたのです。それを新たに認めまし  
て、民事の手続等とのバランスも考へ  
てこの制度を作つてあるわけござい  
ます。原則、例外のお話でございます  
が、これは立法技術の点もございま  
しうけれども、しかし、これは現実  
に起こります事案を見ますと、従来訴

願の実態取り扱われました数量等から  
見ましても、さういふ執行不停止を  
すればどうしても救済ができないとい  
ふような事案は、数量的にむしろ例  
外であらうと思つておられます。さうい  
う関係もございまして、やはり原則と  
してはそのまま行政は続けようとし  
て、執行不停止の申し立てがあつたら  
、それについて決定をして、必要がある  
と思つたら執行不停止をし、さうい  
ふ場合には執行不停止をすべきであ  
る、さういふような書き方の整理を  
したわけでございます。私も、この  
書き方が、現在まで長い間研究した結  
果、一番いいのではないかと考へてお  
る次第であります。

○田口(誠)委員 専門家でございま  
せんで、ちよいちよい愚問があると思  
ひますが、民主化された行政の実態の  
中においては、たいだいま御答弁のあり  
ましたような内容でこれは処理して  
も、この法案の趣旨目的に沿つてい  
けると思つてすけれども、まだまだ私  
は行政自体が民主化されておらないと  
思つておるので、それで、停止を申し出  
た場合には、さういふ道は開けてお  
るのだと言われても、なかなか——この  
国会の中の質疑応答では、さうしたこ  
とが容易に答弁をされ、また私も  
さういふ点を理解して帰れるわけ  
でございますけれども、事実今日の民主化  
されておらない行政下においては、た  
だいま申しましたような点がやはり心  
配の一つになつておるのでございま  
して、審査会といたしましては、相当進  
歩的な考え方の上になつてさういふ法  
律案をつくられたらうと思つて、旧  
来のものを踏襲された面もあらうと思

うわけですが、私は、やはりこの法律自体が、旧来のものを踏襲するとかどうというよりなことを打ち破って、行政不服審査とこの法律に適合した内容を提案されることが望ましいと思いたいので、なお私は突っ込んでお聞きしたいのです。現在の行政下におけるところの、これは全部が全部とは申しませんが、やはり民主化されておられない時点における法案としての心配でございますから、そういう点の論議が十分になされたかどうかということも、この際お聞きをしておきたいと思ふわけですが。

○山口説明員 重ねて申し上げますが、この点は、実は弁護士の方々とあるいは学者の方々とあたりから、執行停止の問題についての道を開くべきであるという意見が相当強く出されておりました。行政官庁側といたしましては、できれば従来のような制度にしたいという声が強かったのであります。しかし、結局これが結論といたしまして、調査会の意見としましては、弁護士の方々とか学者の方々の意見によつてやるということで結論が出たわけです。そういう結論が出ました結果、行政官庁もこれを尊重してやるべきであるということで承服をいたしまして、この法案ができたわけです。この内容でございます。ですから、こういう内容のものにつきましては、今後施行する上につきまして十分な注意をしていく必要があると思ひます。行政官庁側といたしましては非常に心配をいたしております。しかし、そういうことがありまして、民主化すべき現在の要請に従つてこういうことはせざるべきであるという強い主張をいたしまして

て、各省ともこれに賛成をしたといういきさつでございます。ですから、この問題につきましても、ただいま御議論のありましたような点で反対もあり、賛成もあり、いろいろ議論をいたしましたけれども、結局は御主張になります。十分な趣旨を十分に盛り込んだ結果になった、私どももいたしましてはそのように考えております。

○田口(誠)委員 ここで川島長官にお伺いをいたしたいと思ひますが、ただいまお聞きのように、行政のまだ十分に民主化されておられない今日、この条項では非常に心配だという私からの質問であるわけなんです。ただいまの回答では、将来行政の民主化も強硬に推進していくのだという考え方も相手伝つて、この文章になったという事なんでもございしますが、長官は今後行政面に対していろいろなメスを入れられる関係から、これに対するところの御意見をはつきりしておいていただきたいと思ひます。

○川島國務大臣 私は行政管理庁長官に就任以来、行政の民主化等につきましてもいろいろな施策をいたしております。行政の監督も従来以上にきびしくいたしました。監察の結果は閣議に報告いたしました。閣議の結果を求めると、従来はいろいろものを、くさいものにはふたをしるというので公表しなかつたのでありますが、私は内容をどうしどし公表いたしました。國民に行政の実態を知つてもらつると同時に、それぞれの省庁の反省を促すという態度をとつてきております。また、前々国会で御協賛を願いました臨時行政調査会も充足いたしました。臨時行政調査会の主たる任務は行政の民主化でござ

います。これに對しても、私のみならず現内閣としては非常な関心を持ちまして、その結論の出ることを期待いたしております。御審議願つております行政不服審査法は、これは私の就任以前に大體調査会で決定をいたしておりました。国会に提案する準備ができておりましたのでありますが、私はこれを見まして、きわめて必要な法案であるとして、前国会に提案をして御審議を願つておるわけでありまして、今後とも行政の民主化、國民のための行政、國民の便宜になる行政ということにつきましては、あらゆる角度から推し進めたい、かように考えております。何といたしまして、行政不服審査法は全く画期的の改正案でありまして、おそらくこれができま

すまでの間の審議の過程におきまして、いわゆる官僚の抵抗が相当あつたことと思ふのでありますが、これを排除いたしまして提案の運びになつたわけでございます。ただいまの田口さんの御質問のように、内容につきましては、いろいろ御不審の点があるかと思ひますが、根本におきましては、行政の民主化に對しましては画期的に役立つ法律案だ、かように考えております。幸いなことが成立をいたしましたれば、今後の運営につきましては、一そう注意をいたしまして、行政民主化の根本精神に基づいて一つ各行政部門を指導監督いたしたい、かように考えております。

○田口(誠)委員 ただいまの川島長官の御答弁の内容をそのまま生かしていただくことを大きく期待して、そうしてこの心配になる点を解消してもらいたいと思ひます。

次に、お聞きしたいことは、私は組織におりましたときに、いろいろな提案の書類をつくり出すときにも、必ずかしこい面、筆跡を打つような面には原則という言葉をいふに使つたわけなので、それだけに私はこの原則というものが頭にきております。第九條の不服申立ての方式という条項を見ましても、これはやはり不服というよりな場合の申し立てをいたしましたときには、これはもう原則を入れるのなら、原則として口頭審理ということも、最も妥当であらうと思ふのですが、やはり書面審理というよりな主義が通されておるわけなんです。この点についても、同じ審理をするのなら、生き生きとした、なまなまとしたものも審理をすることが、受け取る方においても、そして審理をしてみたら方において、満足をした結論が出たら、この点についても、文書審理ということもあえてこの九條にうたつておられる点を明確にしたいと思ふので、これは除外の面もございするけれども、私は本質をやはりお伺いしておきたいと思ひます。

○山口政府委員 第九條におきまして、申し立ての方式といたしまして書面の申し立てをする、それから審理にあたりまして書面審理を原則として、ただ、口頭で申し立てをする機会を与えるという二十五條の審理方式の規定がございします。大體書面審理にいたしました趣旨は、そもそもの法律の一番のねらいであります。第一條にもその趣旨が明記されております通り、簡易迅速な手続による「救済の手段」ということで、口頭審理によるより

も、書面審理によつて書面一本でやらせた方が、簡易迅速の趣旨に合ふという点で、こういう方式をとつておるのでございまして、その方式は、おっしゃる通りなものでございしますが、書面でもやる方が簡易迅速にいくという考えのもとに、書面審理を採用しておるわけでございます。

○田口(誠)委員 弁護士さんなんかの場合は、文書を見て、それで頭へびんときて事の処理を進めていかれるのですが、僕らのようなしろろとの場合は、なかなか文書を出してもらつても、もう一回来てもらつてそれを説明してもらつたり、なお文書で疑義のある点を話を聞いたりしなければ、結論が出にくいわけなんです。これは専門家であつても、私はその点は同一だろろと思ふのです。その能率の優劣はあろろと思ひますけれども、その原則は同じことだろろと思ふのです。従つて、できるならば、文書を出してもらつた方が簡易迅速な手続で処理ができるのだというお考え方は逆でないか、それよりも、むしろ本人に来てもらつて、それは文書も持つてきてもらつてもいいけれども、率直に問いただすということ、また、本人として、筆不精で文章化されないようなことまでも堂々とそこで披露をして、そうして審判を仰ぐということが、やはり申請をした方も、審査をする方も満足がいくのではないかと思ふのです。こういう点から、私はただいま申し上げましたことについて大きな後悔を持つわけなんです。ただいまの御回答では、どうもびんとときませんが、どうなんですか。

○山口政府委員 今度の審査法におき



を管理する問題として、こういふ仕事については二十四時間主義でやれ、あるいはこれは三十六時間主義でやれというふうに、内部管理の規程で訓令等によって示すべきである、このように考へておられます。現にそういうことを各省にも勧めておまして、実施しているところが相当ふえて参りました。これはその方面でいきたいと思つておりますが、裁決自体は、その基礎になります行政行為自体に期間が長くかかるようなものは、やはり長くかかるものでございますので、それらの点につきまして、やはり非常に多様性がございまして、それを基本法で何日間に裁決すべしというのには、どうしても無理であるという結論になつた次第でございます。

○田口(誠)委員 お説のように五日でできるものも、一月でできるものも、内容によってはございます。ございまして、最悪の場合でも、最高といえども何日間にはというよりなことは、これはやはり各行政面の今までの経緯を十分に検討されているのだらうと思ひますので、それはできると思ひます。それができないような検討ぶりでは非常に不満が多いわけです。これは長かからるものは大体わかります。ただ、私がこゝろで心配してありますことは、いろいろ砂利採取権の問題を出して、またタバコ屋にいたして、その他いろいろ前光にいたして、途中で政治的なものが入り込む場合がある。そうすると、先ほど申しましたように、川島長官のお説のように、完全に行政面が民主化していただければ、私はここまで心配をする必要はないけれども、現段階に

おいてはこの心配は大ありなんです。これは私の臆なんから大ありなんです。だから、私は、せつかくこういふ法案を出していただくのなら、最高といえども、最悪の場合といえども、これはではと申して、これでできないければ、これは一つの除外したものでして、こういふ処理の仕方、こういふような手続の仕方をしなければならぬというように、二段がまえの法案の出し方をしておかなければ、やはりこの法案そのものが生かされないのじゃないか、この点が生かされないのじゃないか、この点は非常に大切なことなんです。これは調査会の審議過程もございまして、うが、そういう点に一番明るいあなたから一つもう一度お答えを願ひたいと思ひます。

○山口説明員 田口先生のおっしゃる通りの御議論があつたわけでございます。しかし、これは最長だけをきめまして、もっと早く簡素に一日でもできるのに、二カ月としておくと、二カ月まで待つておく。そういう弊害が出てきた場合に、かえつて逆効果になるというふうな意見も相当ございまして、法律で縛り得るものと、それから行政の内部的な管理、指導の面というものがあるものであつて、それで、内部の指導によつてやるべきものをすべて法律で縛ろうとするのは、なかなか不可能な面が多いのじゃないかというふうなことから、最後にこういふ案になつたわけでございます。

のときなんかは、選挙に協力しなかつたような人たちの場合と、したような場合とでは、完全に不公平な取り扱いはなされておるので、これは個々のなにはいろいろあげませんけれども、確実です。そういうような場合に、やはり最高といふか、最低といふか、一つの線というものがきめられておかなければ、非常にこれは請求を出した人たちに對しては困る面が出てくるのじゃないか。この点が、この法案を審議する上において、直接にはそんなにびんときませんけれども、今の日本の各行政の実態からいきまして、私はこれは大きな問題であらうと思ひます。この点を私はやはりここで明確にしておいていただいて、この点では私に大きく修正に値する内容のものではないかと思ひます。あえてもう一度許しを願ひたいと思ひます。

○山口政府委員 裁定の期間をきめるというところにつきましては、山口監察局長からお話のございましたような事情で、非常に困難でございます。しかし、大体常識的に考えまして、この種の裁定については、大体どのくらいの日数があれば普通は裁定なり決定なりが下るといふ、ある常識的な日数が一応考えられると思ひます。その期間におおかつ裁定がないという場合には、一応これは不服申し立てに對する不作為として、その裁定のないことに對する不服申し立てをしていただくという方法を促進していただくという方法がこの法律によつてとれるわけでございます。出しっぱなしになつていつまでも来ないという場合には、その方法によつてまず不服を中間で申し立てをし

ていただく、そういう道がございまして。○山口説明員 裁決期間を全部のものについてこの基本法で書きまますことは、御説ではございませぬけれども、立法技術上も不可能ではないかと思ひます。ただ、全部できないかといふと、それは申し上げられませぬ。個々の行政の問題について、大体内容はこういうものであるから、この想定がつくものであれば、これは個々の法律では可能であると思ひます。現在でも、生活保護法の異議申し立てにつきまして、審査の期間を明示しております。そういうものを今後それぞれ法律でできるだけ探して出して、可能なものについてはそういう措置をとるべきであるという御趣旨であるならば、それは私も御趣旨には賛成でございます。

○田口(誠)委員 どうも私の質問の仕方が、表現の仕方が悪いのかもわかりませんが、横で聞いておつて、びんときたものがあつたら一つ答へて下さい。○川島國務大臣 今山口管理局長から御答へした通り、審査請求、異議の申し立てをしまして、受け取つた行政官庁がうつつちからかしておくと、いろいろなことがあります。と、どういふ許すことのできないことでありまして、そういう場合には、さらにその審査請求なり異議の申し立てに對する不作為の請求ができる、こういうことになつておりますから、不作為の請求をいたしますれば、当然二十日以内に処理しなければならぬ、こういうことになつておるので、無制限にこれが行政官庁に握られたままになるというこ

とはないわけでありまして。そういうことを言つておるわけでありまして。もう一つついでに、田口さんのお話を聞きながら感じたのですが、大体原則は書面で提出することになつておりまして。これは現在の行政機構においてやむを得ないと思ひますが、しかし、書面を作成できない人も相当あるのではないかと。そういう人はどうするかという、代書人に頼むとか、知人に頼むとか、弁護士に頼むとか、相当金がかかるのではないかと。そういう場合には、口頭で来た場合に行政官庁の窓口で聞いて書面を作つてやる、このくらい親切があつていいのではないかと。私が臨時行政調査会に對して特に要求しておるのは、窓口業務の改善でありまして、臨時行政調査会は行政機構と行政運営と両方の面から検討願つておるのであります。臨時行政調査会ばかりでなしに、私も行政庁といつたしましても、いかにして窓口業務を国民の便にするかといふことを今検討いたしております。たとえばだいたいお話しのように、異議の申し立てあるいは審査請求など書面を書く能力のない人、窓口で書面をつくつてやる、こういうことをすればいいのではないかと。思つて、こういう指導をこれからしたいと思ひます。

○田口(誠)委員 川島長官はなかなかわかるように答へをいただいたわけなんですけれども、そこでなお、この問題について二十日という期限は、不作為の場合に手続がとれるわけであつて、二十日以内には何とかなる、こういうことなんですけれども、これは役所の場合に、いろいろ地方選挙なんかに入つて、地方選挙でもいろいろござい

ましようけれども、市町村長の選挙なんかの場合は、最近では公務員の選挙活動ができるのでぬといつて、いろいろ公式なことは言っておきますけれども、実際的には全部かり出されて、てんやわんややっておるわけなんです。こういうような場合に、ちよつとこれは何とも返事がないから、不作為という条項を適用して手続をとつたというような場合に、行政機関としてそれだけの措置をとることのできないような場合も、やはり現在の事態から私どもは考へて法律をきめなければならぬと思ふのです。そういうことは、實際的に地方の市町村長の選挙なんかの場合、また知事の選挙の場合にはあり得るわけなんです。その他の仕事は一切手につかぬ。手につかぬような仕事をやっておらなければあとで左遷されるというようなことも、極端な場合をいへばあり得るので、こういふような最悪の場合を考へましたときに、二十日間の不作為の行為といふので手続をとつた場合でも、非常に心配があるから、私はそういうことも承知しながらこの質問をしているわけなんです。十二時半にもなりますので、きょうはこれでやめますが、まだこの質問を続けられると思ふので、これは人がかわりましたも、また私がやらしていただきましたも、まだまだ疑問な点がありますし、それから監査報告の關係なんかをすつと見ましても、やはりこの機会に確認しておかなければならぬという点が相当あります。今のような心配から質問を申し上げたのですが、これはなお御回答願つても同じ回答だろつと思ふので、今の問題についてはきょうはこれ以上の御回答の

要求はいたしません、次のときはなお同じような質問に入るかもわかりませんが、当局としてはそういう点を十分考へておいていただきたいし、まじめに、提案はしたけれども、原案を何でもかんでも通さなければならぬという考へ方ではない、ほんとうにこういう抜本的な法律案を出すならば、今の時代に沿つたところの法案として可決させるということが当然なことであると思ふので、そういう意味から私どもも研究をいたしたいと思ふますが、省の方としても、また行政管理の立場にある長官の方としても十分に御研究をいただいで、次の質問がスムーズにいけるようにお願いをして、きょうの質問を終わらせていただきます。と思ふます。

**○川島国務大臣** 田口さんのいろいろなお話はわかるのですが、この行政不服審査法が成立いたしますと、ごく一部の案件を除きまして、概括的に行政処置に対しては訴訟もしくは異議の申し立てができる道が開かれます。従いまして、各行政官庁とも事案の処理には非常に慎重になつてくるのじゃないか。いやしくも異議の申し立てを受けたら審査請求を受けるといふことは、行政官庁としては決して望ましい状態ではないのでありますから、そういう事態の起こらないように適切な行政をするのにも役立つのじゃないか、こういうふうには私は考へておるわけでして、田口さんの質問に当たらぬかもしれませんが、いかに何かいろいろ政治でもつて行政が動かされるようなことを御心配でありますけれども、そういうことを防ぐのにも役立つのでは

ないかといふことを、この際一言申し上げておきます。  
**○永山委員長** 本日はこの程度にとどめ、次会は、来たる二十一日火曜日午前十時理事会、十時半委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時二十五分散会

昭和三十七年八月二十一日印刷

昭和三十七年八月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局